

## 令和3年度山形県立左沢高等学校支援事業補助金交付要綱

### (目 的)

第1条 町は、山形県立左沢高等学校（以下「左沢高等学校」という。）の生徒の確保を目的として、左沢線を利用する生徒の保護者並びに親権を有するもの（以下「保護者等」という。）に対し、予算の範囲内において山形県立左沢高等学校支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この要綱における「利用料金」とは、東日本旅客鉄道株式会社が運行する左沢線における定期券発行金額をいう。

### (補助の対象者及び対象金額)

第3条 補助の対象者は、東日本旅客鉄道株式会社が運行する左沢線を利用して左沢高等学校へ通学する生徒の保護者等とする。

- 2 補助の対象とする金額は、原則として左沢駅から自宅に最も近接する駅までの乗降とし、令和3年度分の利用料金を対象とする。

### (補助の金額)

第4条 補助金の額は、前条第2号に規定する利用料金の2分の1以内の額とする。

ただし、10円未満の金額については切り捨てるものとする。

- 2 利用料金に、令和3年度分以外の利用料金が含まれている場合は、令和3年度分の期間を按分して利用料金を算出するものとする。

### (交付申請及び交付請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、町長に対し、左沢高等学校長（以下「学校長」という。）を通じて、山形県立左沢高等学校支援事業補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 補助金の申請は、原則として3ヶ月または6ヶ月分をまとめて、四半期毎に申請するものとする。

### (交付決定・支払通知)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

- 2 前項による補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容を申請者に通知するものとし、併せて支払の通知をする。(様式第2号)

(変更交付申請)

第7条 前条第1項による補助金の交付決定の内容に変更が生じた場合は、申請者は速やかに変更交付申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

- 2 前項による変更申請があったときは、町長は速やかにその内容を審査し、変更交付決定並びに補助金の返還通知(様式第4号)を行うものとする。

(補助金の返還)

第8条 前条第2項の規定により補助金返還の通知を受けた申請者は、町長の指示に従い補助金を返還しなければならない。

- 2 町長は第5条第1項による申請者の記載内容に誤りを認めたときは、決定した補助金の変更交付決定(様式第5号)を行い補助金の返還を求めることができる。この場合、申請者は前項の規定によるものとする。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限りでその効力を失う。